

★援助を受けられる対象要件と添付書類

下記の該当する対象要件の状況を証明できる書類及び振込先通帳の写し（金融機関名、支店名、口座科目、口座番号、口座名義を確認できるもの）を用意してください。

番号	対 象 要 件	対象要件の状況を証明できる書類 ※世帯全員の状況が証明できることが必要です。
1	生活保護法に規定する要保護者 ※修学旅行費のみ支給	証明書類不要
2	児童扶養手当の支給を受けている ※ただし、児童扶養手当の受給者とその支給対象児童生徒のみの世帯であること。	児童扶養手当証書の写し (支給が確認できる頁)
3	罹災、失業等による生活の急変、又は経済的に困窮しており、就学に支障がある ※住宅・車・学資・金融等のローン返済は、経済的に困っているに該当しません。	●申請者及び同居者全員(同住所の別世帯の祖父母、兄弟姉妹等を含む。なお、昨年度高校生以下だった者を除く。)の令和8年度(令和7年分)所得の申告が必要。 ※上記申告者の中に令和8年1月2日以降に本町へ転入された方がいる場合は令和8年度(令和7年分)所得課税証明書が申告者毎に必要。 ●罹災証明書等の特別な事情を証明する書類 (特別な事情による申請の場合のみ)

★申請書提出時チェック一覧

	以下の項目すべてを提出前に確認の上、レ点☑を記入してください。	☑
①	P.1「★申請にあたっての注意事項」を確認しました。	☐
②	消えるボールペンや鉛筆で記入していません。修正ペン・修正テープ等を使用していません。	☐
③	申請者及び同居者全員（同住所の別世帯の祖父母、兄弟姉妹等を含む）を世帯の状況に記入しました。	☐
④	③の申請者及び同居者全員の中で、所得申告が必要な方に未申告者はいません。	☐
⑤	(対象要件で「3」に該当する方のみ) 申請理由の「理由：」部分を記入しました。	☐
⑥	(対象要件で「3」に該当する方のみ) ③の申請者及び同居者全員の中で令和8年1月2日以降に転入された方の所得課税証明書を添付しました。	☐

☆提出についての注意事項☆

申請書は、1部提出すれば小中学校に通う対象児童生徒全員分の申請として受け付けます。

のりしろ

(振込先通帳の写し及び証明書類等の添付書類を個人情報が見えないよう白紙部分を上にしして重ねて貼付)

新たに小中学校へ入学されるみなさまへ
就学援助 新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ

大治町では、令和9年4月に小中学校に入学予定のお子さんのいるご家庭で、経済的な理由により町立の小中学校又は愛知県立の中学校（夜間中学校を除く。以下「県立中学校」という）へ就学させるのにお困りの保護者の方に、就学援助新入学児童生徒学用品費を入学前に援助する事業を行っています。

★新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請できる方

以下のすべての条件を満たす保護者が対象となります。

- 1 お子さんが令和9年4月に町内小中学校に入学予定の方、又は町内在住で県立中学校へ入学予定の方
- 2 以下の就学援助の対象要件のいずれかに該当する方

- ①生活保護法に規定する要保護者であること(ただし、修学旅行費のみ)
- ②児童扶養手当の支給を受けていること
(ただし、児童扶養手当の受給対象者とその支給対象児童のみの世帯であること)
- ③経済的に困窮している、又は罹災、失業等による生活の急変で就学に支障があること

※生活保護費受給中の方は生活保護費より同じ主旨の「入学準備金」が支給されますので、対象になりません。

★申請手続きと支給時期

申請書類	・本案内から切り離れた申請書 ・就学援助の対象要件に応じた証明書类等 ※P.4「★援助を受けられる対象要件と添付書類」でご確認ください。
申請時期	a. 令和9年1月29日（金）まで b. 令和9年2月1日（月）～小中学校入学式前日まで
支給時期	a. 令和9年2月下旬 b. 令和9年5月頃 ※申請時期により支給時期が異なります。
申請場所	役場2階 大治町教育委員会 学校教育課 (内容確認後に本人控えをお渡しします)

★申請にあたっての注意事項

- 1 今回、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請し、認定を受けられた方で令和9年度就学援助（学校給食費等）を希望される方は、4月以降に別途申請手続きが必要です。
- 2 大治町内の小中学校又は県立中学校以外への入学を予定される方は、申請を行わないでください。
- 3 二世帯等で居住している場合、世帯の別に関わらず同居とみなして審査します。
【例外】生計が別であることを証明する書類を提出していただければ、別居として審査いたします。
→光熱水費（電気・ガス・水道）の請求書の写し等（各世帯毎）
(状況によって書類が異なりますので、事前に学校教育課へご相談ください。)
- 4 申請書に記載のある全ての世帯員の所得状況が確認できない、申請理由（対象要件）を満たしていない等、申請書及び添付書類に不備が発覚した場合、いったん申請書を返却し、証明書类等がそろうまで審査を延期します。（申請書提出日は遡れません）
- 5 申請書の記載事項に変更が生じた場合、学校教育課まで変更内容を速やかにご連絡ください。
連絡がなく過払い金が発生した場合は返納していただく場合があります。

就学援助に関するお問い合わせ
大治町教育委員会 学校教育課
TEL 444-2711 内線207・208
P.1

★記入・提出の流れ

- ① 下記の記入例を参考に P. 3 の就学援助認定申請書を記入してください。
- ② P. 4「★援助を受けられる対象要件と添付書類」を確認し、添付書類を用意してください。
- ③ P. 4「★申請書提出時チェック一覧」を確認し、項目を満たしていれば点を記入してください。
- ④ 申請書をキリトリ線に沿って切り取り、P. 4 ののりしろ部分に添付書類を個人情報が見えないよう白紙部分を上にして重ねて貼付けてください。
- ⑤ 申請期間内に申請書及び添付書類を提出してください。(P. 1「★申請手続きと支給時期」参照) 内容確認後に本人控えをお渡ししますが、控えが届かない場合は、申請先へ問い合わせてください。

記入例

※修正ペン・修正テープ・消えるボールペン・鉛筆等は不可。
※訂正箇所は二重線を引いてください。

→右の点線で切り取ってください。

申請日令和9年1月15日郵便番号〒490-1100

住所大治町大字00字△△1番地の1メゾン大治201号※大字・字・番地・マンション名は省略不可

電話番号0×0-000-0000申請者氏名大治太郎

世帯の状況（申請者を含む）

※住民票に関わらず、同居及び生計が同一である方を全員記入してください。

フリガナ	続柄	生年月日			性別	学校名又は勤務先	学年
氏名		年	月	日			
オオハル タロウ 大治 太郎	本人	昭和00	2	4	男	株式会社オオハル	
オオハル ハナコ 大治 花子	妻	昭和0△	7	5	女	株式会社海部（パート）	
オオハル イチロウ 大治 一郎	長男	平成00 平成0△	5	2	男	大治小学校	6
オオハル カズコ 大治 一子	長女	平成0●	12	12	女	大治幼稚園	年長
オオハル カズミ 大治 一美	母	昭和△△	8	6	女	年金あり	

申請理由

1 生活保護を受けている

2 児童扶養手当を受給している

3 経済的に困窮している、又は罹災、失業等による生活の急変で就学に支障がある

理由：経済的に困窮しているため。

住宅の形態（該当する方に○を付けてください）

持家・借家（借間）

就学援助対象費用

☐ 学校給食費 ※1

☐ 学用品費・通学用品費 ※1

☐ 校外活動費 ※2

☐ 修学旅行費 ※2

☒ 新入学児童生徒学用品費 ※3

※1 実費負担がある方のみ ※2 参加者のみ

※3 新小中1のみ（申請期間あり、裏面の案内参照）

記入欄が不足した場合、新たに未記入の申請書を用意し記入してください

振込先

金融機関名

支店名

口座名義人（カナ）

種別

口座番号

〇〇銀行

〇〇支店

オオハル タロウ

※申請者本人名義

普通・当座

0123456



大治町長 殿

下記の内容を承諾したうえで、令和 8 年度の就学援助受給の申請をいたします。

① 認定の審査に必要な範囲で大治町が保有する税等の関係情報を調査し利用することを承諾します。

② 就学援助が認定された場合、就学援助費は下記の振込口座へ振り込んでください。

③ 学校への納付金に未納のある場合は、校長へ就学援助費の受給にかかる一切の権限を委任し、就学援助費を校長に支給することに同意します。

申請日令和 年 月 日郵便番号〒 ー

住所

電話番号ー ー申請者氏名

世帯の状況（申請者を含む）

※住民票に関わらず、同居及び生計が同一である方を全員記入してください。

フリガナ	続柄	生年月日			性別	学校名又は勤務先	学年
氏名		年	月	日			

申請理由

1 生活保護を受けている

2 児童扶養手当を受給している

3 経済的に困窮している、又は罹災、失業等による生活の急変で就学に支障がある

理由：

住宅の形態（該当する方に○を付けてください）

持家・借家（借間）

就学援助対象費用

☐ 学校給食費 ※1

☐ 学用品費・通学用品費 ※1

☐ 校外活動費 ※2

☐ 修学旅行費 ※2

☒ 新入学児童生徒学用品費 ※3

※1 実費負担がある方のみ ※2 参加者のみ

※3 新小中1のみ（申請期間あり、裏面の案内参照）

振込先

金融機関名

支店名

口座名義人（カナ）

種別

口座番号

普通・当座

審査結果

☐ 認定（ 月分から）

☐ 不認定

取消

1 辞退 2 死亡 3 転学

4 生活保護受給 5 児童扶養手当喪失

6 虚偽の申請 7 その他

取消年月日

年 月 日

異動

学校から学校へ

異動年月日

年 月 日

学校受付欄